

福岡銀行変動金利型定期預金（3年物）

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

3年

4. 商品提供金融機関

福岡銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は原則として毎月見直し、毎月第一月曜日（休日の場合は翌営業日）から、新利率を適用します。なお新利率は適用開始日の前営業日に決定します。（但し、金利情勢の変化に伴い月中に変更する場合があります。）

6. 適用金利

当初約定利率を6ヶ月後の応答日まで適用します。その後の約定利率は、6ヶ月毎に指標金利（当行スーパー定期6ヶ月もの）の変動幅に連動して変動します

7. 利払方法

満期日及び以後の自動継続時に一括して付利し、利息を元本に組み入れて継続いたします。

8. 利息の計算方法

6ヶ月複利の方法により計算します（1年を365日とする日割計算）
付利単位は1円です。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、利息は課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元本に組み入れて同一の期間で自

動継続いたします。なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元本と利息をお支払いいたします。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前に解約される場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数に応じて以下の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算し、元本とともに支払われます。

- ① 6ヶ月未満 ……解約時の普通預金利率
- ② 6ヶ月以上 ……約定金利×40%
- ③ 1年以上 ……約定利率×50%
- ④ 1年6ヶ月以上 ……約定利率×60%
- ⑤ 2年以上 ……約定利率×70%
- ⑥ 2年6ヶ月以上 ……約定利率×90%

（ただし、満期日の2営業日前の午前10時以降満期日までお受け付けできません。）

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元本の一部について解約の取り扱いができます。（ただし、満期日の2営業日前の午前10時以降満期日までお受け付けできません。）

- ① 一部解約をする場合、その利息は一部解約金額、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じて期日前解約時の利率によって計算します。
- ② 一部解約後の残金については、それまでの預入期間が継続されます。

13. お申込単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

本定期預金のお預入・ご解約等に関して手数料はかかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、株式会社福岡銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・安全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

福岡銀行変動金利型定期預金（3年物）

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティーネットの有無

本商品は預金保険制度の対象です。同制度の概要は下記の通りです。

○当座預金等の利息のつかない預金（※1）が全額、それ以外の定期預金等（※2）については、1金融機関につき預金者1人あたり元本1千万円までとその利息等が保護の対象となります。

※1：決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

※2：定期預金、貯蓄預金、通知預金等は保護の対象となりますが、外貨預金、譲渡性預金等は保護の対象とはなりません。

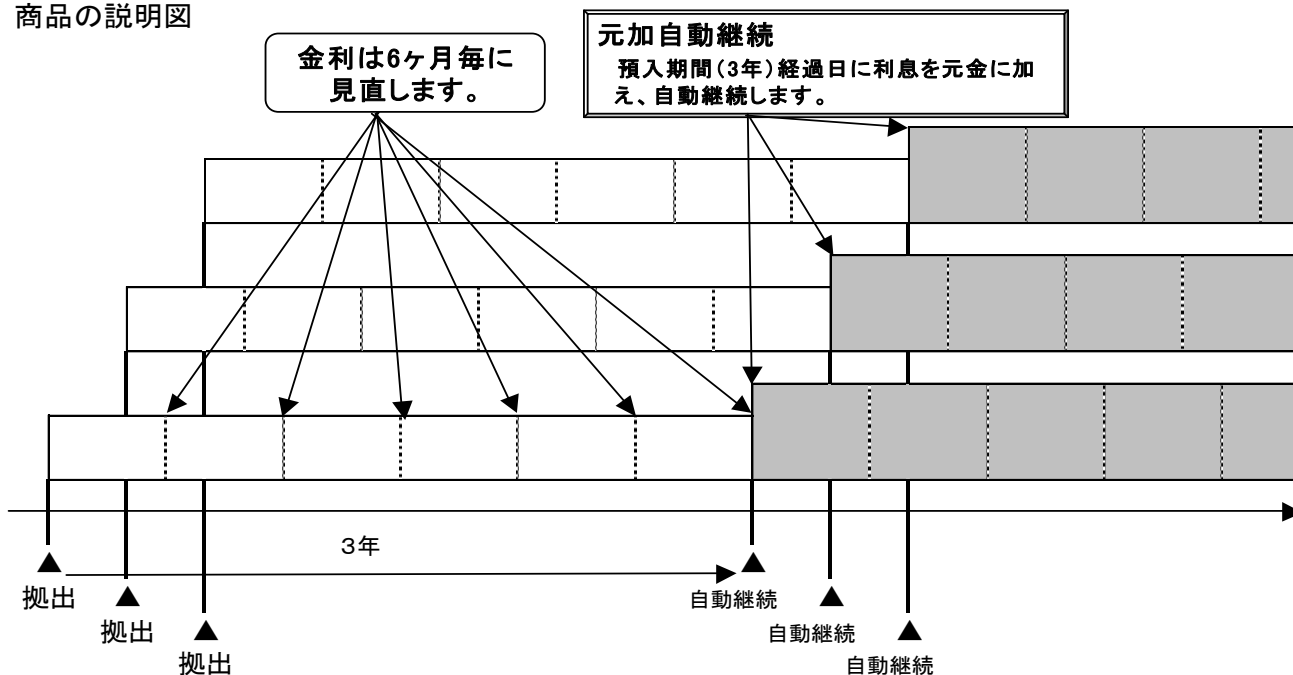
なお、確定拠出年金の積立金の中で、同保険の対象となる預金等で運用されている場合は、その預金等の部分が保護の対象となり、その他の同保険対象の預金等と合算して、1金融機関につき預金者1人あたり元本1千万円までとその利息等が保護されることとなります。ただし、この場合は、その他の同保険対象の預金等が優先されます。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

預入日から3年後の満期日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて、解約の申し出のない限り自動継続します。また、預入期間の中途での解約（一部支払いを含みます）であっても、所定の中途解約利率により計算した利息と元本をお払いいたします。

ただし、商品提供金融機関（福岡銀行）の破綻時においては、預金保険制度の保護範囲を超える元本とその利息については全額が払い戻されない場合があります。

商品の説明図



- 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、株式会社福岡銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・安全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。